

第 4 4 号議案

加東市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 2 7 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例

加東市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 前	改 正 後
附 則 〔新設〕	附 則 <u>1 3 令和 5 年 7 月支給分に係る市長及び副市長の給料月額</u> は、 <u>第 3 条の規定にかかわらず、同条第 1 号及び第 2 号に定める額から、これらの額にそれぞれ 1 0 0 分の 3 0 を乗じて得た額を減じて得た額とする。</u>

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第44号議案 要旨

加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

令和5年1月と2月に管理職員2名が入札情報漏洩による入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反などの疑いで逮捕、起訴されたことについての任命責任及び管理監督者の責任として自ら減額するものである。

2 改正内容

市長及び副市長の令和5年7月支給の給料月額を30パーセント減額する。（附則第13項関係）

○給料支給額

	市長	副市長
本来支給額	940,000 円	750,000 円
減額率	30%	30%
減額後支給額	658,000 円	525,000 円
差額	△ 282,000 円	△ 225,000 円

3 施行期日 公布の日